

(2) ピックアップニュース

■ 総務課

広報、広聴活動



① 有識者との懇談会

ア. 中部事務所

雇用動向の悪化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後、下請法関連のトラブルが増大していくおそれがあると認識しています。そのため、中部事務所では、管内の中で、まず、愛知県及び静岡県の中小企業団体中央会との Web 懇談会を開催しました。中部事務所 Web サイトに掲載している「下請法違反発見チェックシート」の配布を依頼するなど注意を呼び掛けました。

イ. 公正取引委員会委員

この懇談会は、経済界をはじめ地域の各層の有識者の方々と意見交換するものです。各地域における経済社会の実情に対する認識を深め、今後の的確な法運用に活かしていくことを目的として開催しています。令和2年度は、岐阜地区の有識者5名に出席していただき、Web 会議方式で実施しました。出席者からは、新型コロナウイルス感染症関係、独占禁止法の運用、デジタル・プラットフォーム関係等に関する意見が出されました。

② 独占禁止法教室

中学、高校では、新型コロナウイルス感染症の感染に対する注意を払いつつ、対面形式での出前授業を実施しました。

高校での授業は、新聞記者が取材に来てくれたことで、生徒もより一層張り切り切って参加してくれていたように思います。後日、授業の様様を記事とし

て掲載してもらうことができました。中学での授業は、3 年生が卒業に向けて作成している映像の一コマに加えてもらうことができ、こちらにとってもよい記念となりました。

③ 公正取引委員会よろず相談室

この相談室は、中部事務所管内のうち、事務所所在地（名古屋市）から遠方にある富山県及び石川県において開催しているものです。身近・手軽に相談できる場があると思っていただくことができるよう、定期的に（石川県は偶数月の第3火曜日、富山県は奇数月の第3水曜日）実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて令和2年8月までは中止していました。その後、9月に再開した際には、新たに Web 会議方式でも相談を受け付けることとしました。

④ 改正独占禁止法説明会の開催

改正独占禁止法施行に伴い令和2年12月25日から導入された新制度（調査協力減算制度、判別手続等）について、公正取引委員会職員を講師として派遣して経済団体、事業者団体等向けの説明会を実施しています。管内では、中部生産性本部、中部経済連合会、愛知県弁護士会で説明会を実施しました。

⑤ 中部事務所 Web サイトの改訂

中部事務所 Web サイトに下請法及び物流特殊指定について、各種パンフレット、動画等それぞれの特徴と概要を一覧にしたポータルサイトを作成しました。是非御利用ください。

（物流特殊指定：https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_buttoku.html）

（下請法：https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_pamphmovie.html#shitaukepamph）

■ 下請課



下請法の普及啓発活動

① 下請法基礎講習会の開催

下請取引の適正化を図り、下請法等の違反行為を未然に防止するために、これらの基礎知識の習得を希望する方を対象とした下請法基礎講習会を開催しています。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、Web(オンラインによる生配信)にて開催しています。第1回目を令和2年10月16日に愛知県に所在する事業者を対象に開催しました(第2回目～第4回目は、令和3年1月に実施しました。)

なお、今後の開催予定は下表のとおりです。是非御参加ください。お申込み方法の詳細は、中部事務所のHP御覧ください。

(https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/2020kisokoushukai_chubu.html)

日程 (いずれも13:30～16:00)	対象
令和3年2月10日(水)	岐阜県に所在する事業者
令和3年2月17日(水)	三重県に所在する事業者
令和3年2月19日(金)	愛知県に所在する事業者 (2回目)

② 下請取引適正化推進月間講習会の開催

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っています。この一環として、中部事務所では、管内4県(富山県、石川県、静岡県及び愛知県)で下請取引適正化推進講習会を開催しました。

本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、募集定員を従来の半分から3分の1程度に抑制するなど、「3密」の状態を作らないようにして実施しました（4県合計で291名が参加）。

③ 管内の弁護士会に対する下請法の説明の実施

下請法違反事件及び下請法に関する相談件数が増加傾向にあります。これに鑑み、中部事務所では、下請取引に係るトラブルの未然防止、被害の拡大防止を図る観点から、管内の弁護士会との連携体制づくりを進めています。

その一環として、令和2年10月から11月にかけて、管内の3つの弁護士会（三重、金沢、富山県）に対して下請法の説明会をWeb会議システム(オンラインによる生配信)にて開催しました。

今後も、管内の他の弁護士会と連携体制づくりを進めていくとともに、税理士、公認会計士といった士業の方々との連携を図り、中小・下請事業者が活躍できる環境づくりを行っていきたいと考えています。

■ 経済取引指導官



官製談合防止法の周知

① 「官製談合防止法」研修会への講師派遣

公正取引委員会では，地方公共団体等からの依頼を受けて，職員を講師として「官製談合防止法」研修会へ派遣しています。

本年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，新たな試みとして，Web 会議システムを導入しました。具体的には，当事務所会議室で講師が説明する内容を研修会場のパソコンにリアルタイムで配信（ライブ配信）します。そして，その映像を研修会場のプロジェクターで投影するというものです。第3四半期に開催された10回の研修会のうち8回はWeb 会議システムによる研修となりました。

実施に当たっては，受講者の集中力が維持されるよう，使用する資料について従来よりも要点を絞ったものにしました。また，それに合わせて説明内容もより分かり易くしました。さらに，パワーポイントの「蛍光ペン機能」を利用し，画面上の説明資料の重要部分に線を引くといった工夫を行いました。

② 公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議

公正取引委員会と発注機関との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため，毎年「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しています。本年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で，令和2年11月27日に開催し，24の発注機関から参加がありました。

会議では，当事務所から官製談合防止法の概要及び当委員会への通報の際の注意点を説明しました。その後，参加発注機関から入札談合防止に向けた取組について発表がありました。

■ 取引課

広報活動



① 消費者セミナー

公正取引委員会（中部事務所）では、消費者団体や地方公共団体からの依頼を受け、勉強会や公開講座等に職員が講師として赴き、「消費者セミナー」を実施しています。

令和2年9月及び12月には、石川県に所在する消費者団体に対してWeb会議システムにより行いました。この方法での実施は初めてのことです。

消費者セミナーでは、独占禁止法で禁止されている行為や市場経済における競争について説明します。また、景品表示法で禁止されている不当表示及び過大景品についても違反事例の紹介を交えてお話しています。今回は、主催者側にプロジェクターを準備していただき、説明している資料を投影してもらいました。受講者が、事前に郵送した資料と照らし合わせることで、資料のどの部分の説明が行われているのかが容易に分かるようにするためです。

令和2年11月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で、中部事務所主催の「消費者セミナー」を対面形式で実施しました。今回は、受講者数を例年の半数以下としましたが、募集開始後すぐに定員が埋まり参加をお断りしなければならない状況となりました。消費者団体の方々の関心の強さを改めて実感しました。

② 消費生活講座

消費生活講座では、公正取引委員会の役割や独占禁止法の概要のほか、景品表示法の概要と同法の違反事例を中心に説明しています。

中部事務所では、愛知県内の大学等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する注意を払いつつ、対面形式での講座を実施しました。また、Web によるオンライン授業を実施している大学においては、大学の設備を利用して Web 会議システムでの講座を実施しました。

③ 名古屋市消費生活フェア

中部事務所では、平成 29 年度以降毎年、名古屋市主催の「消費生活フェア」に出展しています。これまで、パネルの展示や来場者へのクイズなどを行うことによって独占禁止法等の普及・啓発に当たってきました。

本年度の全体テーマは、「考えよう社会・地球・未来のこと～やってみよう！エシカル消費～」でした。一人一人が自身の消費行動を通じてよりよい社会・地球・未来をつくっていかうとするものです。この点については、我々消費者が厳しい目で商品を選択し、不公正な取引を排し、公正かつ自由な競争の実現に寄与していくことも重要ではないでしょうか。今回の展示では、この問題意識のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して社会問題となった「マスクの抱き合わせ販売」を取り上げています。

「消費生活フェア」は、令和元年度までは名古屋市中区の「オアシス 21 銀河の広場」で開催されてきました。しかし、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、名古屋市 Web サイトでの特設ページでの展示等となりました。中部事務所からは、不当な抱き合わせ販売についてイラスト付きパネルを展示することで分かりやすく紹介しています。

●【令和 3 年 1 月 18 日～ 3 月 31 日：オンライン展示会の特設ページ】

(<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/fair2020/>)